横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成29年5月12日(金)午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成29年5月12日(金)午後2時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査

受理番号2~36 肢体不自由特別支援学校再編整備計画に関する要望書

4 審議案件

教委第7号議案 横浜市いじめ防止基本方針の改定について

教委第8号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学

区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第9号議案 横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針の策定について

教委第10号議案 懲戒処分に関する指針及び標準例の一部改正について

教委第11号議案 平成29年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第12号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第13号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第14号議案 横浜市立特別支援学校における歩行介助中の物損事故に係る損害賠

償額の決定に関する意見の申出について

5 その他

[開会時刻:午後2時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月7日の会議録の署名者は大場委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局まで お伝えください。

なお、4月28日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○5/10 こども青少年・教育委員会

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月10日にこども青少年・教育委員会が行われ、通学路の安全対策の取り組みについて、横浜市立小・中学校施設の建てかえに関する基本方針の策定について、通学区域と学校規模適正化等について、横浜市いじめ防止基本方針の改定について、附属機関の開催状況についての5件について報告させていただきました。

また、既に記者発表しておりますが、横浜市立学校における通知表の誤記載について及び横浜市立中学校教諭のツイッターへの書き込みについて、御質問・御意見をいただいております。

2 市教委関係

- (1) 主な会議等
- ○5/8 平成29年度 新任校長研修
- ○5/9 「学校生活あんしんダイヤル」を開設
- ○5/9 重大事態の調査報告書に係る開示箇所の更新
- (2) 報告事項

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、5月8日に、平成29年度 新任校 長研修が横浜花咲ビルで行われ、岡田教育長が新任校長に対して、講話を行って おります。

また、5月9日に、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」を 踏まえた、新たな学校外の相談窓口として、スクールソーシャルワーカーが直接 対応する学校生活あんしんダイヤルを開設いたしました。

また、同じく5月9日には、これまでホームページで公表しております「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書」の公表箇所を一

部追加しております。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

報告が終了いたしましたが、ご質問等はございますでしょうか。

長島委員

5月9日から学校生活あんしんダイヤルが開設されたということで、何人かのかたがたから「開設されますね」というような御意見というか、お話を聞くことがありました。やはり世間的にとても注目されているということを感じたことと、あとせっかく開設された以上はきちんとこれが運営されるように努めていかなければならないということを改めて感じましたので、ここでぜひ事務局のほうでもしっかりと見ていていただきたいということをお伝えしようと思いました。よろしくお願いします。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御質問・御意見等がなければ、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。4月27日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号2から36の要望書について、審査を行います。では、事務局から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

肢体不自由特別支援学校の再編整備に関しまして、北綱島特別支援学校の存続 についての御要望をいただきましたので、所管課長より考え方について説明させ ていただきます。

小泉特別支援 教育課長 特別支援教育課長の小泉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、受理番号2番から36番の請願について、説明させていただきます。

まず、北綱島特別支援学校に関するこれまでの動向について説明させていただきます。平成27年9月に再編整備計画を公表して以来、北綱島特別支援学校の保護者の皆様をはじめ、多くの方から御意見を頂戴するとともに、同年10月から11月にかけて、約3万筆を超える署名付き請願をいただき、翌平成28年1月の教育委員会定例会において報告をさせていただきました。

その後、平成28年3月から本年3月までの約1年間の中で、3回に分けて保護者の皆様との個別面談を実施してまいりました。希望するすべての保護者の皆様と個別にお話をしてまいりました。閉校後の分教室になった際の体制への不安や閉校自体に反対する意見など、多くの御意見を頂戴しております。

今月には保護者説明会を開催させていただく予定ですが、今後も随時個別面談を実施するなど、引き続き保護者の皆様一人ひとりの声を丁寧に聞いてまいりたいと考えております。

それでは、請願に対する教育委員会の考え方について説明いたします。

肢体不自由児の教育においては、障害の程度が比較的軽度の子供から重度重複の障害児まで、さまざまな子供たちがともに学び、関わり合う中で、更なる成長を求めるとともに、個々の能力を引き出し、伸ばしていくための教育を重視していきたいと考えております。

特に重度重複障害のある子供たちについては、これまでの医療的ケアや生活支援を中心としたプログラムだけではなく、個々の可能性を引き出し、自分なりの自己実現を果たすことができる教育課程が必要と考えております。

こうした理念から、市立の肢体不自由特別支援学校の再編整備を行い、平成31 年度には旭区左近山地区に新たな肢体不自由特別支援学校を整備します。 また、就学相談においては、これまでのように障害の程度により学校を指定するのではなく、通学エリアを指定し、居住地によって通学先を決めていくよう就学指導を行います。

左近山特別支援学校の開校に合わせて北綱島特別支援学校は閉校となる予定ですが、様々な御事情で転校が著しく困難である在校生が安全に教育を受けられるよう、閉校後は上菅田特別支援学校の分教室とすることで、計画が公表された平成27年度時点の在校生が高等部を卒業するまでの間、存続してまいります。

平成28年度には3回にわたり個別面談等を実施し、分教室の在り方も含め、保護者の皆様の個々の御事情や御意見を丁寧にお聞きしてまいりました。分教室となった後も通学手段や医療的ケア、給食の提供など、現在と変わらない教育環境を維持していきます。

また、北綱島特別支援学校の周辺地域にお住まいの今後の就学予定者については、県・市での連携、協力体制のもと、県立養護学校及び市立の特別支援学校にて受け入れていきます。

以上が請願等に対する考え方となっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

事務局からの説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

中村委員

障害があるかないかということにかかわらず、やはり環境が変わるということは子供たちにとっても、保護者にとっても、非常に大きな課題があると思います。そういう中で、ここに書かれているように、高等部を卒業するまでの間存続していくということはとても大事なことだと思いますので、子供たちが何らかの負荷を得ないように、ぜひ保障してほしいと思います。

それから、「再編整備を行い」と上のところにるる書いてあるのですが、子供 たちのことを考えたときに、なぜ再編整備が必要なのかという点をもう少し詳し く説明していただきたいと思います。

小泉特別支援 教育課長

御質問ありがとうございます。

これまで私どもは、特別支援学校に関しましては、横浜市内全体で12校で対応してまいりました。肢体不自由 5 校、知的、盲、ろう、病弱と、それぞれの障害種別に応じまして学校を整備し、子供たちの学習環境を確保してまいりました。

しかしながら、既に昭和40年、50年代の整備でございましたので、特に肢体不 自由特別支援学校に関しましては狭隘化、あるいは老朽化等が進んできていると いう状況がございます。

今後の子供たちのことを考え、私どもとしてより良い教育環境を提供できるようにということで、受け入れる人数、あるいは設備というものをより良くしていきたいという中で、今回左近山に特別支援学校を新たに整備する形になりました。

翻って、北綱島特別支援学校に関しましては、先ほど申しました狭隘、老朽等の中で、これ以上子供たちを受け入れることが難しいです。発足当初は約35名で出発しましたが、現在70数名、倍近くの子供たちが学んでおります。そういう中で、子供たちの教育環境のために、今回この再編整備を考えた次第でございます。

ただ、現在学んでいる子供たちの教育状況を考えますと、他の学校に転校とい うのではなくて、分教室として設置いたしまして、そこで高等部までの卒業を保 障していきたいと考えております。

岡田教育長

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。宮内委員。

宮内委員

横浜は飛鳥田さんがおられたこともあり、ハンディキャップを持った人に対する配慮のある都市という歴史があると思います。私たちは人類愛という規範を持った都市づくりをすべく、こういった問題については丁寧に対応していく必要があると思います。

ハンディキャップというのは症状もいろいろなものがあって多様性がありますが、家庭の事情も様々であります。行政ではインクルーシブ教育を目指しますが、一方いろいろなものの考え方もあります。できるだけニーズを酌み取るという努力を市としてすべきだろうと思います。非常に難しいのです。横浜としてこういったハンディキャップを持った方たちをどうやって市で支えていくかということを考えるフォーラムのようなものを作って、長期的ビジョンを考えてもらいたいと考えております。ぜひ御検討いただきたいと思っております。

小泉特別支援 教育課長 ありがとうございます。今御意見をいただきました点は、私どもとしても参考 にさせていただきたいと思っております。

岡田教育長

すみません。私から質問させていただいて申し訳ないのですが、それは特別支援学校の在り様も含めてということでいいですか。

宮内委員

特別支援学校の在り方もありますし、パティキュラーの具体的な問題もあれば、社会全体としてハンディキャップを持った人をどう支えていくかという社会問題も、私たちの問題意識を更に深化させるような取組を市としてやっていったらいいのではないかと思います。健常者に対する教育の一環でもあると思います。スポットライトを当てて議論すべきという意味であります。

岡田教育長

はい、どうぞ。

長島委員

今、宮内先生がおっしゃったことは、本当にそのとおりだと思いますので、私のほうもぜひそういうものを設置なり、開催なりしていただければいいなと思っています。

それと、北綱島特別支援学校については、私は開校当時の職員だったかたと、かつてお話をしたことがありまして、障害のある子供たちにとって本当にすばらしい学校だったということを伺ったことがあります。当然、別にここに限らず、その当時の特別支援の職員たちも本当に一生懸命教育活動に当たっているということは見学させていただいて、教育委員として自負できるといつも思っているのですが、特別支援学校の場合は特に小学校1年生で入ったら、高等部を卒業するまで12年間という大変長い期間をその場所で学ばなければならないということで、当然12年もあればいろいろな環境が変わっていきます。

これから子供たちが減少していく中で、特別支援学校の在り方をそういう意味でも考えなくてはならないですし、入った当時の個々の障害の様子もいろいろと変化したり、それに合わせていろいろな器具であるとか、科学的なものも発達して、より良い教育環境がセットできるようにもなっていくでしょうし、いろいろなことが含まれる12年間の中で、教育委員会として10年、その先の20年も踏まえた大きな長いスパンの中で特別支援教育というものを考えていけるように、常日

頃そういうものもこういう場などで考えていってほしいと思っています。それも 先ほどのフォーラムか何かで話していければいいなと思っています。

間野委員

今回の再編整備というのは、行政の中では現状、できる限りのことをやっているとは思うのですが、やはりまだ移行段階というか、暫定的なことで、本質的な問題ではないと思います。多分障害児も含めて共生社会における学校の在り方、例えばLGBTだとか、外国につながる子供などもいる中で、そういう人たちがどうやってともに、本当に学んでいくのかということで、特別支援教育という言葉は、もしかすると何年後かにはなくなっているかもしれない中で、特別支援教育がこうあるべきだということは今の行政でやらざるをえないのですが、僕ら教育委員会ではもう少し長く、大きく捉えて、本当にいわゆるマイノリティー、マイノリティーにもいろいろな種類の人がいて、性的マイノリティーだとか、国籍だとか、宗教だとか、障害だとかある中で、そういった人たちが学校で一緒にどうやって学んでいくのかということも並行して考えていかないといけません。

今既に入学されている児童生徒さんがいらっしゃるので、それはそれで対応するのですが、やはり僕たちはもう少し大きく先を見た学校の在り方、学校教育の在り方、もしかすると学校だけではなくて、家庭で教育を受けたいという方もいらっしゃるかもしれませんし、そういう長期で見ながらやれることを少しずつやっていくという、まさに宮内委員と長島委員がおっしゃったフォーラムの中で、少し世界の取組とか、そういうものも調べながら、横浜なりの共生社会における学校教育の在り方のようなことも検討する必要があるのではないかと思いました。

以上です。

大場委員

今、フォーラムのお話も出て、教育の世界だけではなくて、福祉の世界も含めて広範な形でまた考えていけることではないかと思います。先ほど説明の中であったとおり、たしか平成28年度も3回個別面談をされ、また保護者説明等のいろいろな機会もあると思うので、ぜひ当事者の方に対してはより丁寧な説明を今後とも取り組んでいただけるように私からはお願いしたいと思います。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

今、少し広い視点で考えていく場所・機会を作るいったらどうかという御提案 もいただきました。また、その中で今、現実私たちがこれからやっていかなけれ ばならない、今の子供たちの教育も考えながら、少し先を見て、いろいろな検討 をしていけるような形の意見交換会や、あるいは専門家の意見や、あるいは今の 保護者の方の意見をお聞きできるようなことを少し考えていきたいと思いますの で、所管課のほうでしっかり検討していただきたいと思います。

今回の要望書につきましては、先ほど事務局から考え方の説明がありましたが、この考え方に沿って文書を作成してお送りしたいと思います。それはよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

ありがとうございます。

それでは、受理番号2から36の要望書については、事務局の考え方に沿った回答をさせていただきます。文書につきましては、御承認いただいた内容で作成いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従いまして、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第13号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」は人事案件のため、教委第14号議案「横浜市立特別支援学校における歩行介助中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第13号議案及び教委第14号議案は、非公開といたします。 議事日程に従い、教委第7号議案「横浜市いじめ防止基本方針の改定について」所管課から説明いたします。

伊東健康教 育・人権教育 担当部長 健康教育・人権教育担当部長の伊東です。よろしくお願いいたします。

お手元の教委第7号議案を御覧ください。横浜市いじめ防止基本方針の改定素 案について、次のとおり提案いたします。

おめくりいただきまして、提案理由です。いじめ防止対策推進法第12条に基づき策定している「横浜市いじめ防止基本方針」について、次のとおり改定素案を提案いたします。

お手元の資料の3ページから6ページが改定についての説明になっておりまして、7ページ以降が提案する素案でございます。

まず、改定についての説明を3ページからさせていただきますので、御覧ください。

横浜市は、平成25年12月に、「いじめ防止対策推進法」第12条にのっとり、 「横浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を全市で進めてきました。

しかし、東日本大震災から横浜市の小学校に転入してきた児童に対するいじめ 事案について、教育委員会や学校が適切な対応を取れないまま、当該児童の教育 を受ける権利を侵害し、児童・保護者の苦痛を長引かせてしまいました。

このことを深く反省し、新たな決意でいじめ防止に取り組むに当たり、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定します。

「1 現行の『横浜市いじめ防止基本方針』」についてですが、本市の常任委員会では、議員提案となる「いじめ防止対策条例案」を平成24年度から検討し、平成25年3月には市民意見募集を1か月実施いたしました。この時期に国では「いじめ防止対策法案」が審議されておりまして、平成25年6月に成立いたしました。

常任委員会では、法制定を受けまして、新たな条例は作らずに、法に記載のない内容や市民意見を市の基本方針に反映させるということにいたしました。

以上のような経過のもとに、今の基本方針は、常任委員会での当時の議論と、 それから国の基本方針を参酌して、平成25年12月にまとめております。

「2 改定の考え方」です。今回の改定に当たりましては、1つとして、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」にある再発防止策を反映することとしています。

また、2点目として、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定の 内容を反映いたします。

3点目として、市民意見募集を実施し、その内容を反映いたします。

4点目として、方針の基本的な内容がより明確になるよう、記載項目や内容の整理をしたいと思っております。

参考といたしまして、5ページの関係図を御覧ください。「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、文部科学省が「いじめの防止等のための基本的な方針」を定めております。3月14日にこの改定版が出ておりまして、これを参酌いたしまして、「横浜市いじめ防止基本方針」を定めております。これは法の12条で、地方公共団体は国の方針を参酌し、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとしているところを受けております。

さらにその下、市の方針を参酌して、学校は「学校いじめ防止基本方針」を定めております。

右側のほうで、「いじめ重大事態に関する再発防止策」が四角の枠の中に入っておりますが、これは今回の重大事態の事案を受けまして、3月31日に公表した防止策ですけれども、今回、基本方針の改定に反映させるとともに、マニュアルなどの見直しにも反映してまいります。

マニュアルにつきましては、「いじめ根絶メソッド」や「児童生徒指導の手引」、その他研修資料を見直す中に、この再発防止策を入れていくことを予定しております。

また、国の基本方針の改定に合わせて、3月の同じ時期、重大事態調査のガイドラインが文部科学省より示されておりまして、こちらも併せてマニュアルや、あるいは重大事態調査のフローの見直し、重大事態調査結果の公表ガイドラインの策定の参考にしていきたいと思っております。

それでは、元の資料に戻っていただきまして、4ページ、「改定の主な内容」 についてでございます。こちらについては、教育委員会資料として入れておりま すA3判のもので、素案の概要を説明させていただきたいと思います。

この素案の概要につきまして、資料の中の下線部分が今回の主な改定部分です。

まず、「第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」では、「1いじめの定義」について、「法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる」ということを明記いたしました。定義自体は変わっておりませんが、今回の事案について、定義が十分に理解できていなかったという反省を含めて、こちらの方針のほうにいじめを広く捉えるということを明確に書いていきたいと思っております。

また、「4 いじめ防止に向けた方針」について、「学校として」というところがございますが、ここの2番目の点のところで、保護者はパートナーという基本認識を持つということを記していきたいと思っております。

右側、「第2章 いじめ防止等のために横浜市が実施する施策」については、 3番目の丸にございますとおり、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、 弁護士等の専門家の積極的な活用について記してまいります。

- 「3 教育委員会の取組」では、「(1)いじめ防止・早期発見に関すること」で、児童生徒がSOSを発信しやすい取組の推進、いじめに係る相談体制の整備、区役所の子ども・家庭支援相談等、学校外の相談窓口の効果的活用や各研修会等で制度周知や事例検討などをしっかり行っていくことを記してまいります。
- 「(2)いじめの対応に関すること」につきましては、専門スタッフの配置など、チーム対応できる体制整備や仕組みの構築、緊急対応チームの派遣、ケースカンファレンスによる対応方針の決定や学校教育事務所による学校、保護者への

積極的な支援、そしてここの一番最後ですが、区役所、児童相談所等の関係機関 との組織レベル、担当者レベルでの連携・情報共有などについて、書き加えてま いります。

- 「(3)学校評価、学校運営改善の実施」では、学校いじめ防止基本方針に基づく学校評価の位置付けや、いじめ防止等の取組状況による積極的な教員評価などについて記載してまいります。
- 「4 いじめ防止対策の点検・見直し」で、学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、点検、見直しを行い、必要がある場合は、横浜市基本方針を含めて見直しを検討するということを記してまいります。 裏面を御覧ください。

「第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策」では、「2 学校の組織づくり」で、各学校は、当該校の管理職、児童指導・生徒指導専任教諭、学級担任等の複数の教職員等により構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に開催し、児童指導部会等の既存の組織を兼ねないということを記してまいります。

また、校長等の責任者は、組織的に対応方針を決定し、記録を作成し、進捗管理するということも加えてまいります。

「3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化」では、「(3)いじめに対する措置」で、教職員は、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告、相談するということを記してまいります。

また、「(4)いじめの解消」の項目については新たに追加し、「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があるということを記してまいります。

また、「(5)特に配慮が必要な児童生徒」についても新たに書き加えた項目で、発達障害を含む、障害のある児童生徒、帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、震災により被災した児童生徒、原発事故により避難している児童生徒など、特に配慮が必要な児童生徒に対し、適切な支援、保護者との連携、周囲の児童生徒への指導を組織的に行っていくことを書き加えてまいります。

右側にまいりまして、「第4章 重大事態への対処」では、「(1)重大事態の意味」をきちんと明示してまいります。いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあるということを明示してまいります。

「(2) 重大事態の判断」につきましては、学校、学校教育事務所、または人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有するということを書き加えてまいります。

また、「(8)調査結果の提供及び報告」では、調査結果の公表に関するガイドラインの策定を行うということを基本方針の中に書いてまいります。

大変簡単ではございますが、以上が改定素案の内容でございます。

おとといの常任委員会でも同じ内容を示し、御意見をいただいております。お 手元に資料がなくて大変申し訳ないのですが、10日の常任委員会でいただきまし た意見をこの場で少し御報告させていただきますと、まず素案の記載内容につい ての意見といたしましては、「第1章 対策の基本的な考え方」の「4 いじめ 防止に向けた方針」で、「保護者として」、「子供として」という項目がござい ますが、この部分について、「保護者・子供に責務を負わせるようにとれるので、『市民として』とくくってはどうか」というご意見と、一方、「子供たちは学校以外の時間を家庭・地域で過ごしており、『保護者として』、『子供として』ということは当たり前に書いていくべきだと思う」という御意見もございました。

また、同じところの「市民、事業者、関係機関」の中で、素案の中では「いじめの根絶に努める」と表記しておりますが、「この表現が強く、かえって隠蔽につながらないか心配なので、呼びかけるような柔らかい表現にしてはどうか」という御意見がございました。

また、「第2章 横浜市が実施する施策」の「3 教育委員会の取組」では、先ほど申し上げましたように、「(3)学校評価、学校運営改善の実施」に教員評価について記載しておりますが、この部分について、「いじめの問題について個別の教員を評価すると現場が萎縮してしまう。評価項目に位置付けることによって、現場が息苦しくならないようにしなければならない」ということや、「いじめの有無や多寡を今の現状として評価の対象にしていないのであれば、文言の修正をしたほうがよい」、あるいは「表現には工夫が必要だが、いじめについて教員がきちんと対応する責任があることを明確にすることは必要だ」、それから「学校評価と教員評価を併せた文章では大変読みづらいので、現場の先生が安心していじめに向き合えるような内容にしてほしい」など、多くの御意見をいただきました。

このほか、「基本方針の改定を踏まえてきちんと取組を進めてほしい」という 御発言を多くいただいております。「教育委員会の取組として、学校教育事務所 が学校、保護者を積極的に支援するということが加わり、事務所の位置付けがは っきり変わることが示されたので、意識を持って取り組んでほしい」、「研修は 参加者の意識が高まるようにやってほしい」、「パートナーである保護者と対話 ができる仕組みに前向きに取り組んでほしい」、「重大事態の判断をしっかりや ってほしい」などの御意見をいただいております。

常任委員会と本日の教育委員会で皆様からいただいた御意見を反映して素案を修正して、原案を作成していきたいと考えております。

それでは、申し訳ございませんが、元の資料に戻っていただきまして、4ページの「4 今後のスケジュール (予定)」でございます。10日の常任委員会、12日、本日の教育委員会で素案を示したものを反映し、原案を作って、22日の教育委員会でもう一度原案を示させていただき、その案で市民意見募集を実施していくということについて御審議をいただきたいと思います。また、5月下旬に常任委員会がございますので、こちらでも説明をします。

その後、6月1日から1か月間、市民意見募集を予定しております。7月、8月に市民意見募集について整理いたしまして、これを原案に反映した上で、9月になりまして、最終的な形にまとめていきたいと思っております。確定いたしましたら、10月に各学校へ通知し、学校のいじめ防止対策基本方針について見直しの作業に入っていただくとともに、各区局に対しても説明・周知し、横浜市全体で取り組む方針として了解をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

大場委員

先ほど議会での発言の御紹介もいただいて、少し重なる点もあるかもしれませ

んが、私のほうから大きくは2つです。

1つは素案の6ページから7ページで、ここは教育委員会の取組ということで、5ページからずっと6ページにかけて必要な項目の記載をいただいています。この中で今回アンダーラインを付けていただいた、例えば6ページの真ん中あたりに、区役所や児童相談所、療育センターなど関係機関との連絡・情報共有ということが書いてあります。教育委員会の立場からしても、こういう関係機関と連携をとっていくというのは当然のことなのですが、教育委員会だけではなくて、横浜市市長部局としても、やはりこのいじめ防止の基本方針について主体的に取り組んでいただくという意味で、これは原案の作り方の立て方ということになるかもしれませんけれども、大きく3番で教育委員会の取組という中でくくるだけではなくて、何か市長部局としての取組ということを明示できるようなくくり方をしていただいたらどうかということを考えました。当然、区役所だけではなくて、こども青少年局を含めて、いろいろな関係局が一緒になって取り組んでいただかなければいけないことだろうと思いますので、それは1点お願いということにさせていただきます。

それから、同じ6ページの下のほうの「学校評価、教員評価の留意点」については議会の中でも御意見がいろいろ出たように聞きました。1行目の「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく」ということで、書かれていることは確かにそうなのですが、「いじめの有無やその多寡のみ」という言葉が入ってしまうと、件数なりも評価の軸になるとどうも読めてしまうので、残念ながらいじめの件数が学校ごとにいろいろ差異が今後出てくるかもしれませんけれども、大切なのは出かかったとき、あるいは疑いが出たときにやはり学校なら学校で、いかに個々の教員の先生がその改善に向けた組織的な取組をやれるかどうか、まさにそこを評価すべきであるように私は感じるので、「有無や多寡のみ」という言葉と少し切り離して、組織的な取組をきちんとしたかしないか、そこに重きを置くような形に整理していただいたほうがいいのではないかと思います。やはり学校の中できちんと子供さんたちを見守っていく、そのまさに目力が問われてくることだろうと思うので、私のほうからはその2点だけ感じましたので、お伝えさせていただきました。

岡田教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

中村委員

先日、公園のそばを歩いていたときに、小学校3年生ぐらいの子供だと思うのですが、すごくもめていて、結構激しい言い争いをしていて、どうなるかなと気になりながら歩いていたのですけれども、そのときに「だから僕は試合なんかやりたくなかったんだ」とか、激しい言葉の応酬になっていました。1人の子がぼそっと「相手の気持ちを考えなかったら意味ないんじゃないの」と言ったら、いきり立っていた子供たちが、急に気持ちが鎮まりました。私はそれを見ていて、この子たちは多分御家庭でもふだんから相手の言うことを聞いたり、お友達のことを大事にしたりと言われているのだろうと思いましたし、学校でもそのように言われているのだろうと思って、そういうことが浸透している子供たちだなと、とてもほほえましく思いながら通りました。

やはりこういう基本方針ができて、それをいかに子供たちに浸透させていくかということがとても大事だと思うのですが、いじめは心身の苦痛を感じたらいじめというのですけれども、実はその前段階がとても大事だと思っています。子供があまり気にして萎縮するようでは困るのですが、やはり見過ごせないからかい

などがあると思います。いじめと断定しないまでも、やはり横浜市が言っているように、だれもが安心して豊かにという人権教育を考えたときに、人としてどうなのかということを子供たちに考えさせていくという場がとても大事だと思うので、そういった意味では、教師の感覚を養っていくということがとても大事ではないかと思っています。

ですから、いじめはいけないとか、いじめが起きたらこうだとか、いじめ防止のためにこうだといろいろ研修があると思うのですが、本当に人として痛みが分かるような、そういう感覚というのを教師が養っていかないと、子供がつらい思いをしたりとか、あるいはその一歩手前のところを見過ごしてしまうということがあるのではないかと思います。そういう意味で、研修というのですが、今回の原発いじめに関して、この素案はとてもしっかりしたものができているのですけれども、本当に何が学校に足りなくて、あるいは学校に何が欠けていてこういうことになってしまったのかということをきちんと検証しつつ、こういうことに取り組んでいくという、その検証の部分をまず第一にしたいと思います。

それからもう一つ、素案の9ページで、「学校いじめ防止対策委員会を常設し、定期的に開催する」ということになっています。今、学校の中には組織として人権教育委員会もあり、それから児童指導部会というのはやはり子供たちのことをきちんと気持ちも含めてキャッチしていこうという意味で、非常に児童生徒指導部会というのも大事にしていますので、この「学校いじめ防止対策委員会を常設し、定期的に開催する」ということが別組織としてそのように取り組んでいかなければならないというのもわかるのですが、リンクする部分というのが非常に多いと思いますから、そこをどう考えていったらいいのかと思います。

伊東健康教 育・人権教育 担当部長

では、それについてよろしいでしょうか。

岡田教育長

はい。

伊東健康教 育・人権教育 担当部長 リンクする部分は多いですし、メンバーが重なるところもありますし、小規模校ではもしかしたら一致してしまうようなところもあるのかもしれませんが、学校いじめ防止対策委員会は、素案の9ページ、資料全体では19ページですけれども、いじめについて子供たちの実情をみんなで情報共有したり、対策の方針を立てるだけではなくて、学校としての未然防止の取組ですとか、あるいは取組の検証とか、そういうことも行っていく役割がありまして、いじめ防止対策委員会としてきちんとそのあたりを役割として認識した上で、いじめ防止対策委員会という看板をかけて、運営していただきたいと思っております。

中にはやはりダブってはいけないのかとか、そういう分かりづらいところもあるかと思いますので、基本方針にそこまで細かく書き込むかは今後検討させていただきたいと思いますが、兼ねたりとか、児童部会の中に取り込んでしまうということではなくて、きちんと看板をかけて、記録を取ってもらいたいということが分かるような伝え方を工夫していきたいと思っております。

特にいじめの認知報告というものを出していただくときには、必ずこの組織の中で確認した上で出してもらうということで、それを定期的にやっていただこうと思っておりますので、何らかの形で具体的な運営の方法が分かるように、学校に伝える工夫をしたいと思います。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

宮内委員

5ページに関係図がありますが、「横浜市いじめ防止基本方針」、「いじめ根絶メソッド」、「児童生徒指導の手引」等々、たくさん立派なマニュアルがある。しかし、諸問題はなくならない、減らないということで、また今回いじめ重大事態に関する再発防止策を作っているが、既存のマニュアルもそれぞれ極めて立派なものです。

そういった立派なものがありながら、なぜいじめがなくならないのか。きちんと浸透していないからです。中村さんがおっしゃるように、先生にも生徒にも浸透させていくことが大事で、書類を作って学校に送るだけでは浸透しません。陳腐な言葉でありますが、研修がとても大事だと思います。

その研修のやり方はいろいろあると思います。いじめ問題をテーマにして、一体どういった研修が一番効果があるのかということを、研修をやりながら先生方は考えればいいと思います。教育委員会がこういう研修をやれ、ああいう研修をやれと言うのではなく、まず集めて、そこでこれだけ立派なマニュアルがあったのに、なぜこのことが起きたのかということから入ってもいいですし、また生々しい具体的なケースをベースに議論するのもよし。またいじめられた経験のある子供を呼んで生の声を聞くこともよし。いろいろなことが考えられると思います。

とにかく、研修の仕方まで踏み込んでいかないといけない。何かが起きて、も う1回マニュアルを作るのか。マニュアルづけではないか。マニュアルを作れば 仕事をしたというわけではないのであって、いかに浸透させるかが我々の仕事だ ろうと思います。

もう一つ心配なのは、形式主義に現場が陥ってしまうということです。報告して会議をすればいいというのではなく、報告というのは最低限やらなければいけないことであって、その後どういった指導をする、またどういう聞く耳を持つのか、また指導の仕方が下手な先生にはどういう手を差し伸べるのかという、その後のフォローアップが大事なのです。それはああしろ、こうしろと言うことによって改善することではありません。現場の中で問題意識を高めて、そして現場に応じた、それぞれの組織の風土に応じた会議の在り方なり、指導の仕方をそれぞれが考えるようにしたいと思っております。

この新しい再発防止策、内容そのものはとても立派なもので、私は全く異存がないのですが、これをどうやって使うかということは、幅広く意見を聞きながら実行していっていただきたいと思っております。

以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

長島委員

宮内さんの言うとおりで、本当にそうだなと思うのですが、これはマニュアル、基本であって、いかに現場がその状況において一つずつ適正な判断をして運営するかということが一番大切だと思っています。緊急性のあるものはもちろんリスク管理であるとかをできなくてはいけないのですが、最初に中村委員がお話しされたように、ここで浸透していたなと気がつくことはやはり教育の積み重ねであったりすると思います。

ですから、五感を研ぎ澄ませて、きちんと教育現場が真摯に教育というものに対して取り組むのだという、教育ということがいじめだけではなく全てなのだということを改めてこれを基に感じてほしいと思っています。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

間野委員

資料全体の17ページ、基本方針の7ページの4で、いじめ防止対策の点検・見直しは当然必要なのですが、「学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、点検、見直しを行う」というのは、どんなタイミングでいつやるのでしょうか。例えば、定期的になのか、必要に応じてなのか、絶えずなのか、そのあたりももう少し具体的に書いたほうがいいのではないかと思いました。

今回、設置しました学校生活あんしんダイヤルについても、当然つくっておしまいではないわけで、どれぐらい、どんなものが来て、頻度が大きければ増やさなければいけないでしょうし、本当にそういう意味で言うと、絶えずやらなければいけないとは思うのですが、どんなタイミングでいわゆるPDCAサイクルというものを回していくのかということも具体的に加筆してはどうでしょうか。

岡田教育長

ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。

大場委員

1つだけ追加で、4ページのスケジュールを先ほど御説明いただきました。これは原案が固まってからの話なので、今日質問するのも少し早いかもしれませんが、6月から1ヶ月間市民意見募集がされます。今回こうやっていじめ基本方針を作るに至った横浜なりの重大な背景が現実問題あるわけなので、多くの市民の皆さんからも御意見をいただけるように努力しなければいけないと思うのですが、内容が内容だけに、いじめの問題ということなので、普通の行政の各機関がやるような市民意見募集の媒体というか、期間、場所と少し違うことも意識して、どこでやれるかはそれはそれでまた検討いただけると思いますから、多くの市民の皆さんからいただけるような場面設定をした上で6月を迎えてほしいと感じました。以上です。

宮内委員

今、大場さんが言われた意見の聞き方なのですが、今回のいじめの問題ですと、「人に知られたくないな。だけど、この機会に実はこういう目に遭っているんだ」ということを言いたい人がいるかもしれません。ネットを利用するやり方もあります。もしくは、どこかのホールに人を集めて体験談を語るような企画でもいいと思います。やはり市民全体がこのいじめ問題をまじめに考えるきっかけ作りです。現在の市民意見募集の手法が形式的ではないかということを申し上げているのではありませんが、今、大場さんがおっしゃったように、いろいろなやり方で意見を聞くという努力を、この機会ですからぜひ工夫しましょう。

間野委員

関連して、市民の対象です。やはり教員も市民ですし、在住だけではなくて、在勤、在学で言えば、本当は児童生徒もこういうものに関してどう考えているのかということも知りたいところですし、やはり切実なところであれば保護者の皆さんもそうなので、通常掲示して、インターネットで、あるいはファクスで、メールでというだけではない何かそういった工夫があってもいいかもしれません。以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。

最初にいただきました御意見、それから先日の常任委員会で出た意見も踏まえ

まして、少し内容の書きぶりの修正もしなければいけないと思いますので、教委第7号議案については、継続審議とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、継続審議といたします。

そして、あわせて今、市民意見募集の仕方の工夫をということでした。今までと少し違う方々から御意見をいただけるような形を検討させていただきたいと思いますが、行政の中でいろいろ考えていますと結局同じ方向になってしまうので、ぜひ委員の先生から具体的にこんなのはどうかということがありましたら、後でお知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、本議案は継続審議といたします。

次に、教委第8号議案「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」所管課から説明いたします。

上田施設部長

施設部長の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページを御覧いただければと思います。資料には書いてありませんが、中区にあります本町小学校につきましては、みなとみらい地区の開発等に伴い、児童の大幅な増加が今後見込まれることから、新設校の設置について今まで御審議いただき、昨年2月の市会で条例改正をされたところです。

提案理由を御覧いただければと思います。今回は新設校であるみなとみらい本 町小学校の設置に伴い、通学区域を設定するため、関係の規則を一部改正するこ とをここに提案するものでございます。

それでは、詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

増田学校計画 課担当課長 学校計画課担当課長の増田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の3ページを御覧ください。規則改正の内容でございますが、中段の表の右側を御覧いただきますと、みなとみらい本町小学校の通学区域が載っております。西区高島一丁目、みなとみらい一丁目から六丁目、以下御覧のとおりでございます。

続いて、5ページを御覧いただきますと、附則のところですが、この規則については開校に合わせて平成30年4月1日から施行いたします。

では、続きまして7ページ、参考資料1を御覧いただきたいと思います。こちらの右側の図の赤い網かけの部分が学校新設後のみなとみらい本町小学校の通学区域でございます。参考に、その下のところを御覧いただきますと、みなとみらい本町小学校開校時の一般学級の児童数・学級数見込みは、児童数が329名、学級数が13学級です。参考でみなとみらい本町小学校開校時の本町小学校の児童数は578名、学級数は18学級となっております。

続いて、9ページ目の参考資料2でございます。先ほどの説明と重複いたしますが、当該区域については、開校準備部会で審議を行っておりますので、部会での意見書を参考に添付いたしました。通学区域については、一番下の3に書かれております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問・御意見がありましたらお願い

いたします。はい、どうぞ。

長鳥委員

通学区域になりますと、もうスクールゾーン対策協議会等にあらわれるように、保護者であったり、地域であったりの意見などが十分反映されるべきなのですが、その点はもうしっかりと意見が聴取されて出来上がっているという理解でよろしいのでしょうか。

上田施設部長

想定される通学路については、通学安全点検ということで、PTAの方、それから地域の方、教職員の方が実際に歩いて、通学安全上課題のあるものについては要望書をまとめて警察や区役所のほうに提出させていただいています。今日、今回ここで通学区域が決まりましたら、それを基に、平成30年4月開校ということですので、通学路を決めまして、また更に安全かどうかを確認させていただきたいと思います。

岡田教育長

学校ができていないので、スクールゾーン協議会はまだできていないです。

長島委員

十分住民や保護者の理解の下での学区の線引きと理解してよいのですね。

上田施設部長

そうですね。保護者、地域、学校の代表者からなる開校準備部会の中で十分議論して、このような通学区域で決まりました。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、教委第8号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第9号議案「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針の 策定について」所管課から説明いたします。

上田施設部長

それでは引き続きよろしくお願いいたします。

お手元の資料の2ページを御覧いただければと思います。提案理由になります。横浜市では、平成12年度に「公共施設の長寿命化―基本方針―」を策定しまして、学校施設も築70年まで使用することとなりました。そのため、平成16年度の建替えを最後に、長期にわたって学校施設の建替えを行っておりませんでしが、学校施設の老朽化がかなり進みまして、現在では築50年以上の校舎が全体の2割を占めるような状況にもなっているということを考えまして、計画的な建替えが必要な時期になっていると考えております。

そこで、建替事業を効率的・効果的に進めていくために、新たに建替えのための基本方針を策定したいので、ここに提案するものです。

それでは、詳細につきましてはお手元の資料に沿って、担当の課長より説明させていただきます。

石井教育施設 課長

教育施設課長の石井と申します。どうぞよろしくお願いします。

横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針の策定についてです。こちらの基本方針の素案につきましては、市民意見募集の結果等を踏まえて修正しま

して、5月10日の常任委員会で基本方針の原案を報告させていただきました。市会での御意見や今回の教育委員会会議での議論を踏まえまして、基本方針を策定させていただきたいと思っております。

それではまず1番の「市民意見募集の実施概要」とその反映した内容を説明させていただきます。市民意見の募集期間は平成29年2月16日から3月17日までの30日間です。

2番の「実施結果」ですが、延べ151件の貴重な御意見をいただきました。意見の投稿数は66件です。「(2)意見への対応状況」ですが、反映10件、賛同17件、参考61件、その他63件の意見をいただきました。こちらの意見につきましては、3番のところですが、151件の意見の一覧は別紙1に示させていただきまして、次の4番ですけれども、実際に反映した意見につきましては、別紙2に示させていただきました。

それから、最後の5番のところですが、常任委員会での主な意見などについて の考え方については、別紙3に示させていただきました。

それでは、1ページめくっていただきまして、別紙1から説明させていただきます。こちらは151件の意見をいただきまして、初めに1番から10番までが網かけですが、反映させていただいた内容です。それから、11番から、その次のページの27番までが賛同の意見を示させていただいております。それから、28番以降が参考の意見、めくっていただきまして、88番までが参考とさせていただいた意見で、それ以降はその他の意見になっております。

それでは、ページを少しめくっていただきまして、17ページまでめくっていただきたいと思います。17ページは別紙2ということで、市民意見を踏まえて反映させていただいた内容を示させていただいております。意見①としまして、図1の学校施設の面積割合ですが、「市民利用施設や社会福祉施設、都市基盤系建築物といってもよくわからないので、一例を記載してほしい」という意見がございました。これを反映しまして、矢印の下ですが、こちらの例えば市民利用施設でしたら、「地区センター・図書館等」などと凡例を入れるようにしております。

次のページをめくっていただきたいと思います。18ページですが、意見②としまして、「図3に学校数486校を補足追記してほしい」という意見がございました。こちらの素案ですと、築年数に応じたパーセンテージで示しておりましたが、矢印の下のほうはパーセンテージだけではなくて、右側に築年数に応じた学校数も記載しております。ここで時点修正になりますが、上段が平成28年の4月ですけれども、時点修正した下のほうの円グラフですと、平成29年4月、1年違いで築50年以上の学校が15%から20%というような形で、1年で5%増加する傾向になっております。

それでは、次のページの19ページです。意見③、こちらは表現を見やすくしてほしいという意見で、「図6の字が小さくて読みづらいので、小学校と中学校を分けるなど工夫して読みやすくしてほしい」、「21都市の平均値を追加してはどうか」、「「児童1人当たりの校地面積」を各市で比較してはいかがか」というような御意見をいただきましたので、こちらのほうを反映させていただきました。

矢印の下のほうですが、1校当たりに加えまして、1人当たりの校地面積なども記述させていただきまして、21都市平均につきましても記述させていただきました。上段が小学校で、下段が中学校です。これによりまして、例えば1人当たりのグラウンド面積というのを追記しますと、21都市で一番小さいグラウンド面積ということがわかります。これは小学校・中学校ともそのような状況ですので、改めて一番グラウンド面積などが小さいということが際立って分かった状態

になっております。

次のページをめくっていただきますと、一方で指定都市及び東京都区部の児童 生徒数などの施設面積につきましては、参考資料として付けさせていただいてお ります。

次の21ページを御覧ください。意見④としまして、「「校庭の狭あい化」と記載していますが、表や文章では「グラウンド」と表現しています」と、表現が分かりづらいという意見がありました。校庭とグラウンドというのは同じ意味ですので、グラウンドという表現に統一させていただきました。これは矢印の下の部分で、統一した形で記述させていただいております。

次のページを御覧ください。22ページです。意見⑤としまして、学校統合の中の記述で、小規模校のデメリットのみを取り上げているので、メリットも書いてほしいという意見がございましたので、矢印の下のほうの下線部で、「市内には、学校の小規模化が進む地域もあります。小規模校は異学年で一緒に活動する機会が増え、子ども同士がよく知り合うことができる」というようなプラス面も書かせていただいておりますが、「一方で」ということで課題もありますので、必要に応じて適正規模化を進めていく必要があるという記述にさせていただいております。

その次の23ページを御覧ください。意見⑥としまして、「どんな学校になるのか。建物の概要が分かる資料を掲載したほうがよい」という意見をいただきました。反映としましては、現行の横浜市小・中学校施設整備水準というものを参考に資料として追加させていただきました。これは小学校・中学校におきまして必要な教室数とか、必要な教室が普通教室でしたり、個別教室でしたり、理科教室など、そういったものがどのぐらい必要かという整備水準を示した表を追加させていただきました。次のページが中学校の施設整備水準です。

それでは、25ページを御覧ください。こちらは別紙3という形で、これが5月10日に行いました常任委員会での主な意見及び意見に対する考え方との対応を示させていただいたものです。8件の意見をいただきましたが、5番と8番の2件について、反映させていただきました。それ以外の意見につきましては、主に参考とさせていただいたり、本文中への記載がある旨を確認させていただくという内容になっております。

それでは、1番から説明させていただきます。「建替校選定の3つの考え方について」、3つの考え方というのは、機能改善、学校統合、複合化という3つの考え方ですが、「必ず検討するというようになっているが、学校統合の議論を建替えに関連させて急ぐことがないようにしてほしい」、その意見に対しましては、私どもの学校の適正規模化に関する方針がありますので、その趣旨を十分に踏まえて進めていきたいと考えております。

2番の「複合化については、子どもたちにプラスになるかどうかを一番の判断 基準にしてほしい。財政局が策定を進めている公共施設再編整備の方針は、コスト面の削減が狙いであると思われる」、これに対しては、複合化に当たっては、 児童・生徒の学習環境の向上という建替えの趣旨を十分踏まえて進めていきたい と考えております。

3番ですが、「16ページの参考資料を見るとグラウンドが狭いのが明確にわかる。建物の高度利用等でグラウンド面積を確保するなど、学校の環境改善を大きなテーマにしてほしい」、これに対しましては、基本方針原案の9ページに記載がありまして、「より良い教育環境の整備を進めることを目的に」という文章がありますので、こちらの文章で受けたいと思っております。

4番の「木質化についてはどう考えているのか」という御質問もありました。

こちらのほうも基本方針原案の13ページに記載がありまして、木材の利用を進めて、快適な学習環境を整備していくという文言がありますので、こちらのほうで受けさせていただきたいと思っております。

5番につきましては反映させていただいた意見です。「「はじめに」が意見表明になると思うが、3段落目部分をもっと書き込んでいただきたい。「子どもたちの豊かな学び、発達や成長を保障する」といった文言を追記していただければと思います」という御意見をいただきました。こちらにつきましては御意見を受けて、下線の部分を追記させていただいております。「厳しい財政状況の中でも、多様で豊かな学びの場を整え、今後も子どもたちが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境をしっかりと確保していく必要があります」ということで、下線部を追記させていただきたいと考えております。

次の6番と7番につきましては、相反する意見をいただいておりまして、片方は文言を消してほしいという意見と、文言はしっかり残してほしいという意見でしたので、参考にさせていただく意見として掲載させていただきます。6番は「建替校の選定で、「小規模校化が見込まれる場合には建替えを見送る」と記載しているが、市民意見を反映して小規模校のメリット部分も記載したことを踏まえ、この部分については見直しを検討してほしい」。一方で7番では、「1クラスに10数名しかいないなど、あまりに少ないのであれば、子どもたちの教育環境の向上のためにも統合をしっかり行ってほしい。通学距離の問題があるところは別として、「小規模校化が見込まれる場合には建替えを見送る」という文言は残したほうがいい」という意見もいただいておりますので、こちらについては参考の意見とさせていただきました。

次のページを御覧ください。26ページです。8番としまして、こちらも反映させていただいた意見です。「文科省から「学校体育施設開放事業の推進について」という通知が出ている。子どもは地域に育てられている面もある。学校と地域の連携、地域に開放していくということも重視してほしい」。こちらの意見を受けまして、下線部のところを追記・訂正させていただきました。「建替工事にあたっては、学校、利用者、地域等と一緒になって、施設の一部利用や代替利用等について検討していくとともに、建替後については、児童・生徒と地域の共同利用ができる施設として機能するように、構想段階から十分に考慮していく必要があります」ということを反映させていただきたいと思っております。

以上がいただいた御意見につきまして基本方針への反映を検討した内容になります。27ページ以降に基本方針(案)がありますが、こちらについてはこれらの御意見を反映して作成したものとなっております。全体としましては、資料の追加や表現の修正が主となっておりまして、素案から大きな方針変更等はございません。

ここで今一度基本方針の主要部分について、簡単に説明させていただきたいと 思います。資料の一番最後にございますA3判の「横浜市立小・中学校施設の建 替えに関する基本方針(案)<概要版>」を御覧ください。左下の「2 学校施 設建替えの考え方」を御覧ください。

基本方針の対象は、昭和56年度以前に建設された学校となります。

事業期間は、対象が築70年を超えない範囲で行い、平成63年度までです。平準 化のために一部を前倒しを行い、平成32年度の工事着手を目標とします。

建替校の選定は、築年数の古い学校から全面建替を行うことを基本とします。 整備に当たっては、「機能改善」、「学校統合」、「複合化」の視点を重視し、 必ず検討します。

次に、右上の「3 建替えの進め方」を御覧ください。効率性や事業効果を総

合的に考えて、進めてまいります。国庫補助の対象に該当しない場合や小規模校 化が見込まれる場合などは、建替えは見送ります。

事務局内に建替対象校の選定会議を設置し、対象校の選定を行います。

建替えまでの目安としては、基本構想から工事終了まで5年を目安とし、地域 の声を反映しながら進めてまいります。

建替事業を進めるに当たっては、「4 建替えを進める上での留意点」に掲げた内容について、十分に意識して進めてまいります。

このような内容で基本方針を作成したいと考えております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。市会で議論になったところはもう既に 訂正して提案しているということでよろしいですね。それでは、御意見・御質問 がありましたらお願いいたします。

間野委員

基本方針はこれでよろしいかと思いますが、どこかに視点として加えてほしいのですけれども、国内外の学校建築の先進事例に絶えず目を配るということです。多分50年前につくられた建築基準法とか、そもそもそういうもので、北側は片廊下でつくる、南側は校舎にするという基本的な配置がずっと踏襲されてきたり、あるいはいろいろなデザイン的なものも作って、成功も失敗も多分あったと思います。やはり日本国内の先端的なもの、あるいは世界の先進的なものにも絶えず目を配ると。それをそのまま取り入れるわけではないのですが、そういう考え方とか精神を部署としてぜひ継承していただきたいです。皆さんは役所の仕組みで2年に1回、どんどん代わっていってしまうのですが、そういう考え方自体はずっと組織の中に残していって、横浜の学校は本当に日本の中でも、世界の中でも、新しくて子供のため、地域のためになるようなものをどんどん先取りしていくのだというような、学校というのは建物だけではなくて、教師がいて、生徒がいて、地域があって成り立つのですけれども、建物に関してもそういう最先端を行くのだというような、進取の精神のようなところを示していただきたいと思います。以上です。

中村委員

例えば、少人数指導ということがだいぶ普及してきまして、その体制や人は整ってきたのですが、学校によっては本当に場がなくて、ほかの教室を空けないと少人数指導ができないというようなことがあります。ですから、建物をつくるときに先ほどの特別支援教育もどういう方向を目指すのかというお話がありましたが、横浜市がこれからどういう教育を目指していくのかということを考えて、カリキュラムとか、教育内容とか、そういうものに合った施設ということをぜひ考えていただきたいと思います。

上田施設部長

御指摘ありがとうございます。今、教育の内容に合った施設整備というお話をいただきましたが、学習指導要領の改定によって学習内容が大きく変わりますので、次回は平成32年、33年に改定が行われるということですから、それに合わせてその学習内容に合うような形での施設整備水準というものを今から検討していきたいと思っています。

宮内委員

中村さんの意見は全くそうで、教育の内容、やり方によって、ハードウエアも変わるだろうと思うのです。ですから、間仕切りの1つをとっても、小さくくくれるようにとか、防音壁であるとか、もしくは透明の間仕切りを使って可視化で

きるようにするとか、あるときはできないようにするとか、それから授業の仕方でも、スクリーンを使う場合もあれば、黒板ではなくて白板を四方に、黒板を使ってみんなで字を書き込むとか、教育の仕方も変えていくというか、あとIT環境であるとか、ハードウエアをつくるときに間野さんの言葉で言うならば、最先端の教育指導法まで変えることを思いつくようなユニークな環境ということまで考えたらいいのではないかと思います。これはまだまだ精神論の話で、具体的にここに書く話というよりも、ハードウエアとソフトウエアのバランス、考えるコンセプトを入れたらどうかと思います。

間野委員

まさにそのとおりで、学習指導要領に合わせてやるというのは当然でありますから、それよりももっと高く遠いところを見てやっていきましょうという、もう 黒板とか、そういう時代ではないかもしれませんし、結局建築は施主の能力以上 にいいものはできませんから、目が肥えて、勉強して、どれだけ理想とか、そういうものを持っているかという、それはお一人お一人がというよりも、組織として、そういうものをぜひこの機会に基本方針に盛り込んでほしいと思います。

岡田教育長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

先ほど間野委員から失敗例もあるはずだというお話がありましたが、著名な設計者によってつくられた学校ほど、機能改善を今しなければならないという状況にありまして、少し嫌みな言い方ですけれども、やはり教育の本分を忘れた設計だけはしてほしくないと思っております。やはりいろいろ可変的に変わっていくためのしつらえができるように、用意はしておかなければいけないのですが、本分を忘れた設計にならないようにというところは、奇をてらったことが必ずしも良い結果を生んでいませんので、そこはしっかりと見据えて建替えの計画を作っていきたいと考えています。

間野委員

僕の最先端というのは、最先端のデザイナーとか、建築家を登用したという意味ではありません。それは公共建築全般が有名建築家にお願いしたものほど使いづらいという全体の傾向が学校に限らずありますので、それはもちろん機能優先で考えていただければと思います。

岡田教育長

すみません、失礼なことを言いまして。

ほかには何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、今回いろいろ御意見をいただきましたが、建替えにつきましては承認をいただくということで、教委第9号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認させていただきます。

次に、教委第10号議案「懲戒処分に関する指針及び標準例の一部改正について」所管課から説明いたします。

渋谷人事部長

教職員人事部長の渋谷です。よろしくお願いいたします。

教委第10号議案「懲戒処分に関する指針及び標準例の一部改正について」でございます。今回の改正は、国、あるいは市長部局のほうで法改正、あるいは指針

の見直しがございまして、それを受けましての改正ということになります。 説明は教職員人事課長の市川から説明いたします。

市川教職員人事課長

教職員人事課長の市川です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由でございます。 国の動き、「懲戒処分の指針」の見直し、これは人事院になります。それから、「改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法」の施行等や平成29年4月1日付で市長部局における「懲戒処分に関する指針」、「懲戒処分の標準例」の一部改正が行われたことを受けまして、教育公務員に適用する「懲戒処分に関する指針」、「懲戒処分の標準例」についても一部改正するものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」の新旧対照表になっております。左側が現行の指針、右側が今回改正する案での改正部分になります。

まず、「4 標準例」、「(1)一般服務関係」、「ア 守秘義務違反」に追加しております。こちらにつきましては、昨今サイバー攻撃等が社会問題化している部分を捉えまして、改正されたものでございます。改正部分につきましては、網がけ、アンダーラインを引いております。「ただし」という部分から追加になります。「ただし、情報システムに関して、具体的に命令され、又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする」というものを追加させていただきます。

続きまして、「ス 職場におけるハラスメント」、「(イ)その他のハラスメント」におきまして、こちらも追加になります。「妊娠・出産・育児又は介護等に関するハラスメントをはじめ、職員が、本人の意図にかかわらず、人格と尊厳を傷つける言動で、他職員に不利益や不快感を繰り返し与える行為のこと」ということで、定義の追加になります。いわゆるマタニティー・ハラスメントというような部分が追加ということになります。

1枚おめくりいただきまして、4ページになります。「(4)わいせつ行為及びセクシャル・ハラスメント等」ということで、米印の部分になりますが、「セクシャル・ハラスメントとは」ということで、定義の追加がございます。「セクシャル・ハラスメントとは、職場の内外を問わず、また、性別、性的指向又は性自認にかかわらず」ということで、いわゆるLGBTと呼ばれている部分が定義として追加されます。

続きまして、「(6) その他の公務外非行関係」、「ケ 麻薬等の所持等」というところで、更に「麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする」というものです。処分量定の変更ではございません。定義の追加と種類の追加になります。

5ページから12ページにかけましては、今説明いたしました指針の改正案の全文を記載しております。6ページには今説明いたしました追加部分に網がけ、アンダーラインを引いております。8ページにも同様にございます。それから、10ページにもございます。11ページにもございまして、12ページにかけて全体の指針となっております。

続きまして、13ページにつきましては、懲戒処分の標準例・処分量定一覧の現行の一部抜粋になっております。14ページ、裏面に行きまして、今回改正いたしました部分を適用した標準例の一部抜粋でございます。上のほう、「(1)一般服務関係」の「ア 守秘義務違反」の太枠で囲ってある部分が今回新たに改正を行うものでございます。それから、中段、「(4)わいせつ行為及びセクシャ

ル・ハラスメント等」の米印の定義の部分に、また性別、性的指向等の部分を追加で記載させていただいております。それから、一番下の「(6) その他の公務外非行関係」のケに、「大麻、あへん、危険ドラッグ等」の部分、プラス「譲渡等」ということで追加の記載をしております。

15ページ、16ページにつきましては、今説明した改正案の全部の標準例・処分量定一覧となっております。

説明は以上になります。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

宮内委員

教育公務員になるのかどうか知りませんが、外国人の補助教員というのですか、英語の指導等々をやっている方たちにこういった内容を徹底していただきたいと思います。例えば、マリファナはカリフォルニアでは合法ですし、ハグをするというのは、私はいいと思いますが、嫌だと思う人が多分日本には多いのではないかと思うので、そういうことまで教育委員会としては指導しておいていただきたいというお願いであります。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問・御意見がなければ、教委第10号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第11号議案「平成29年度 横浜市教科書採択の基本方針の策定について」所管課から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。よろしくお願いいたします。

教委第11号議案「平成29年度 横浜市教科書採択の基本方針の策定について」 御審議よろしくお願いいたします。1ページおめくりいただけますでしょうか。 裏面の提案理由を御覧いただきたいと思います。教科用図書の取扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されております。平成29年度における横浜市の教科書採択に当たり、採択の手続の基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定するものでございます。

では、内容につきましては、指導企画課長より説明させていただきます。

宮城指導企画 課長 指導企画課長の宮城でございます。よろしくお願いいたします。

3ページからが基本方針(案)でございます。読み上げて提案とさせていただきます。

平成29年度横浜市教科書採択の基本方針。前文。

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育基本法、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成29年度横浜市教科書採択の基本方針(以下「基本方針」という。)を定める。

- 1、教科書の採択について。
- (1) 平成29年度は、次の教科書を採択する。
- ア、小学校(義務教育学校前期課程を含む。)において平成30年度から平成31年度まで使用する「とくべつのきょうか どうとく+」の教科書。
 - イ、高等学校において平成30年度に使用する教科書。
- ウ、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成30年度に使用する 教科書。
- なお、「特別の教科 道徳」の教科書を除き、小学校(義務教育学校前期課程を含む。)において使用する教科書は、平成26年度に採択した教科書を平成30年度まで継続使用する。

また、中学校(義務教育学校後期課程を含む。)及び南高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成27年度に採択した教科書を平成31年度まで継続使用する。サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成28年度に採択した教科書を平成31年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書(以下「一般図書」という。)を除き、文部科学省が作成した校種ごとの教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書(以下「著作教科書」という。)の中から採択する。

おめくりいただきまして、(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

- 2、採択の基本原則。
- (1)公正かつ適正な手続。文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続によって採択を行う。
- (2) 教科書の調査研究。教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。
- (3) 静ひつな採択環境の確保。教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、さまざまな働きかけにより円滑な採択事務に支障を来すことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。
- (4) 開かれた採択の実施。基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。
- 3、採択の観点。教科書の採択に当たっては、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子供の姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。
- (1)教育基本法、学校教育法、学習指導要領、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。
- (2) 「横浜教育ビジョン」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づく 学習活動に適したものであること。

おめくりいただきまして、5ページです。(3)教科書として、内容の配列、 分量が適切で、資料等の表現が児童生徒にとって使いやすい工夫がされているこ 7

高等学校。(4)高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級。

- (5)特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書は、 各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人一人の障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。 4、採択の流れ。
- (1)教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会(以下「審議会」という。)に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2)審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子供の姿との関連 を慎重に審議し、市立学校で使用するに当たりふさわしい教科書を取りまとめ、 教育委員会に答申する。
- (3)教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。
 - 5、調査研究について。
- (1) 小学校(義務教育学校前期課程を含む。) において使用する「特別の教 科 道徳」の教科書

ア、教科書(「特別の教科 道徳」)。審議会は、教科書目録に登載された教 科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に 基づいて十分に調査研究を行う。

- 1 枚おめくりいただきまして、イ、学習実態。審議会は、小学校の児童の学習 実態等について十分に調査研究を行う。
 - (2) 高等学校用教科書。
- ア、教科書。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修 趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。
- イ、学習実態。高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が 異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づい た教科書の報告を各学校長に求める。
 - (3) 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書。
- ア、教科書。審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び平成30年度使 用一般図書一覧に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。
- イ、学習実態。特別支援学校及び小・中学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。
- 6、その他。基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員 会で審議し定めるものとする。

基本方針は以上でございますが、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査審議を諮問するに当たり、教科書調査の調査項目については、7ページにあるとおりです。この調査項目に基づいて、道徳の教科書としての調査研究を十分に行っていただきます。

以上でございます。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

間野委員

6ページの「イ 学習実態」ですが、小学校の道徳について、新たに科目化される中で、今は科目、教科としては存在していないわけですから、学習実態はどうやって把握されるのですか。似たような例で、サイエンスフロンティア高等学校附属中学校のときは学習実態がないということで、別に見なしたということがあったと思いますが、この場合はどのように実態を把握するのでしょうか。

宮城指導企画 課長

今回、「特別の教科 道徳」という形で新しく教科書ができますが、これまでも御存じのように小学校で道徳の授業は行われております。その道徳の授業研究につきましては、これまでも子供の実態等を把握して教材研究を行ったり、指導案を作って授業を行っておりますので、指導主事はじめ、それぞれ要請訪問などで各学校の実態は十分に把握できていると考えております。

間野委員

既にあるものを教科化するということは、今あるものをさらに改善させようという意図があるわけで、そこの部分はどうやって把握しようとしているのかという質問です。

宮城指導企画 課長

新しく変わるところは、道徳の授業をして、子供の変容を評価するということが新しくなりましたので、教科書として今までなかったものを採択いたしますが、採択された教科書を使って授業を行うことでどのように評価していくかということが新しく変わってくるところだと思います。

失礼いたしました。教科書は国のものですので、御存じのように、今採択して、来年度使用しますが、横浜市では教科書はありませんけれども、評価をする授業は行っております。

間野委員

既に評価を行っているのですね。

宮城指導企画課長

先行実施ということで、評価をする授業を行っております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見がなければ、教科書採択の基本方針になりますが、教 委第11号議案「平成29年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」は、原 案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第12号議案「横浜市 教科書取扱審議会への諮問について」所管課 から説明いたします。

直井指導部長

それでは、先ほどの基本方針の中の採択の流れにありました諮問についてでございます。教委第12号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」御提案させていただきます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。裏面の提案理由でございます。小学校

(義務教育学校前期課程を含む。)において平成30年度から平成31年度まで使用する「特別の教科 道徳」の教科書、高等学校において平成30年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成30年度に使用する教科書の採択に当たり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問をするものでございます。

では、内容につきまして、指導企画課から説明させていただきます。

宮城指導企画 課長

引き続きよろしくお願いいたします。

3ページに諮問の案がございます。読み上げさせていただきます。

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1、小学校(義務教育学校前期課程を含む。)において平成30年度から平成31年度まで使用する「特別の教科 道徳」の教科書。
 - 2、高等学校において平成30年度に使用する教科書。
- 3、特別支援学校及び小・中学校(義務教育学校を含む。)個別支援学級において平成30年度に使用する教科書。

おめくりいただきまして、理由でございます。

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育基本法、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市 立学校で、使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「平成29年度 横浜市教科書採択の基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、これに 従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続のもと、教育委員会の権限と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択に当たっては、基本方針にのっとり、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項 について、「横浜市教科書取扱審議会」(以下「審議会」という。)に対し調 査・審議を諮問する。

以下の部分の1から3につきましては、先ほど申し上げた基本方針の調査研究 の部分と重なりますので、省略させていただきます。

5ページからになります。1から3を省略の後の4です。

- 4、基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子供の姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するに当たりふさわしい教科書の 採択ができるように、相互の関連について明確にすること。
- 5、基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。あわせて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

特に御意見等がなければ、教委第12号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。 以上で公開案件の審議が終了いたしました。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。

山岸総務課長

それでは、事務局から御報告申し上げます。

肢体不自由特別支援学校の再編整備計画に関する要望書が、4件、提出されて おります。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員 会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、 内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、5月22日月曜日の午前10時から開催する予定でご ざいます。

以上でございます。

岡田教育長

では、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は5月22日月曜日の午前 10時から開会する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたしま す。

次に、非公開案件の審議に入ります。傍聴の方、報道機関の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第13号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」 (原案のとおり承認)

教委第14号議案「横浜市立特別支援学校における歩行介助中の物損事故に係る 損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

「閉会時刻:午後4時24分〕